

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京応化科学技術振興財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等には、その職務執行の対価として、出席謝金（1回30,000円(税抜き)）を支給することができる。  
2 この法人は、役員等には賞与及び退職手当を支給しない。

### (報酬の支給方法)

第4条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を通貨により支給する。

### (費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。なお、出張旅費については旅費規則による。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

附則 この規程は、本財団の設立登記の日から施行する。

[平成23年12月13日第1回評議員会一部改訂承認 平成23年10月3日実施]

[平成27年10月5日評議員会見做し決議にて一部改訂：報酬額の変更]